

【表1】所得額一覧

合算対象の所得額		
子ども医療	重度心身障がい者医療	ひとり親家庭等医療
給与所得、営業所得、農業所得、その他事業所得、不動産所得、利子所得、総合課税の配当所得、雑所得、総合課税の短期譲渡所得・長期譲渡所得・一時所得、総合課税の退職所得、山林所得、土地等に係る事業所得等、分離課税の短期譲渡所得特別控除後、分離課税の長期譲渡所得特別控除後、先物取引に係る雑所得（控除後）		給与所得、営業所得、農業所得、その他事業所得、不動産所得、利子所得、総合課税の配当所得、雑所得、総合課税の短期譲渡所得・長期譲渡所得・一時所得（母子家庭自立支援給付金に係る所得を除く）、総合課税の退職所得、山林所得、土地等に係る事業所得等、分離課税の短期譲渡所得特別控除後、分離課税の長期譲渡所得特別控除後、先物取引に係る雑所得（控除後）、受領した養育費の8割額

【表2】控除額一覧

控除名称	控除額
雑損控除	それぞれの控除額
医療費控除	
小規模企業共済等掛金控除	
配偶者特別控除（※1）	
特定親族特別控除（※2）	
障害者控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
寡婦控除	270,000円
ひとり親控除額	350,000円
勤労学生控除	270,000円
社会保険料控除	80,000円
給与年金控除額	「給与所得」と「公的年金等雑所得」の合算値（最大100,000円）

（※1）重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費の場合のみ控除

（※2）重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費の場合のみ控除。令和8年度所得（令和7年1月～12月分の所得。資格期間が令和8年8月以降）から適用